

「既存住宅流通促進民間支援事業」の概要

事業名	【１】良質な既存住宅流通の仕組構築支援事業	【２】建物状況調査・既存住宅売買瑕疵保険制度に関する普及啓発事業
概要	既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価・販売する、消費者が安心して購入できる新たな仕組みの構築を行う取組 【令和６年度の採択事例】 ➤ 子育て世帯が安心して子育てできるマンションのリフォームブランドの立ち上げ（建物状況調査の実施、瑕疵保険への加入等を含む）	不動産売買時やリフォーム時における建物状況調査や既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴等に関する情報発信・普及啓発・相談対応に関する取組 【令和６年度の採択事例】 ➤ 事業者の公式 YouTube アカウントを活用した、建物状況調査の普及啓発 ➤ 事業者が立ち上げた WEB メディアによる、既存住宅売買瑕疵保険の必要性の普及啓発
提案事業者	宅地建物取引業者、リフォーム会社、建築士事務所等	
補助金額	補助対象経費の ３分の２ （仕組みの構築検討経費：上限 500 万円／１件 リフォーム工事費等：上限 100 万円／戸 （政策課題解決型※の場合上限 200 万円／戸） １事業者あたり３戸まで） ※下記の４項目に関するリフォームを行った場合には リフォーム工事費等補助上限額を上乗せ ①高い水準の省エネ改修②東京こどもすくすく住宅認定 ③長期優良住宅増改築認定④団地再生に関する取組	補助対象経費の ２分の１ （上限 200 万円／１件）
選定予定件数	５件	５件
応募受付期間	令和７年５月８日（木曜日）から同年１１月２８日（金曜日）まで	